

## リレーエッセイ「ハマの判事補の1日」(第25回)

### 証拠保全

#### 1 はじめに

こんにちは。横浜地方裁判所第1民事部で判事補をしております松野豊と申します。平成28年1月に裁判官になり、現在は、主に民事訴訟の中の行政訴訟を担当しています。行政訴訟については、当リレーエッセイの第13回で紹介されているので、興味がある方はそちらも読んでみてください。

さて、裁判官の中で経験年数10年未満の裁判官を「判事補」といいますが、私のように裁判官になって2年弱の判事補は、一人で判決をすることができず、裁判官3人で行う裁判（これを合議事件といい、裁判官一人で行う裁判を単独事件といいます。）における裁判官の一人として判決をしています。

裁判官の仕事は判決以外にもいろいろなものがあり、その中には私が一人で担当しているものもあります。

判事補が一人で担当することがある仕事の代表的なものとしては、少年事件、令状事件、民事保全事件などがありますが（これらについてはいずれも当エッセイにて紹介されています。）、今日は、「証拠保全」という手続についてご紹介したいと思います。なお、民事保全事件と名前が少し似ていますが、証拠保全は民事保全事件とは別のものです。

#### 2 証拠保全とは

証拠保全とは、訴訟における本来の証拠調べの時期まで待っていたのではその証拠を使用することが困難となる場合に、あらかじめ証拠調べをして、その結果を保全しておくための手続をいい、民事訴訟法234条以下に定められています。

少し難しい説明になってしまいましたが、医療過誤の事案を一例にあげれば、

訴訟提起の前に、病院へ行き、申立人と相手方の立会の下で、カルテなどの内容を記録化してくるというような手続をイメージしていただくとよいのではないかと思います。

### 3 証拠保全の手続及び要件

#### (1) 証拠保全の手続の流れ

証拠保全の手続進行は、事案によって異なりますが、一般的には、証拠保全の申立てがあると、まず、裁判官と申立人との間で面接が行われ、その段階で不足していると思われる点や疑問点などを申立人に補充していただき、その後、裁判官が証拠保全をする必要があるか否かを判断するという流れが多いのではないかと思います。

#### (2) 証拠保全の要件

証拠保全は、「あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情」がある場合に行うことができます。簡単にいえば、訴訟の段階まで待っていたのでは、問題となる書類が無くなったり、書きかえられたりして、証拠として使えなくなってしまうおそれがある場合に証拠保全の手続ができるということになります。

証拠保全の要件があるかどうかは、申立人の言い分と申立人が出した資料のみで判断することになるため、裁判官としては申立人の言い分をうのみにすることにならないよう注意を払わなければなりません。他方で、申立人側が十分な資料を持っていない場合も多く、判断のハードルを高くしすぎるとほとんど証拠保全の手続ができないということにもなりかねません。裁判官の仕事をしていると、限られた資料と時間の中で、繊細なバランス感覚を持って物事を判断しなければならない場面が多々ありますが、証拠保全の手続もそのような場面の一例といえるのではないかと思います。

#### 4 証拠調べ

さて、上記のような判断の結果、証拠保全をする必要があった場合には、実際に証拠があるとされる現場に行き、対象となる証拠を調べることになります。普段は裁判所の中で仕事をすることが多い裁判官にとって、外で仕事をするのが新鮮に感じる一方で同時にとても緊張する場面でもあり、私も初めて証拠保全の手続のために外へ行ったときには、身の引き締まる思いをしたことを今でもよく覚えています。

証拠調べの際に特に難しいのが相手方への説明です。証拠保全の手続はその性質上、迅速性と密行性が要求されるため、証拠調べの前に余裕をもって相手方に連絡しておくということができず、相手方に呼出状や申立書副本を送るのは実際に証拠調べをする直前にせざるを得ません。つまり、証拠保全の相手方としては、全く何も知らない状態で突然裁判所から書類が届けられ、その直後に裁判官やら弁護士やらに押しかけられるということになるわけです。そのような状況の相手方にも協力していただけるよう、裁判官としては、証拠保全という手続の趣旨や内容について相手方に説明した上で協力を求めるということが重要であり、ここで相手方の理解を得られるか否かにより、その日の証拠保全の手続が円滑に進められるかどうかが大きく左右されることにもなります。

証拠調べは、対象となる証拠（主に書類やパソコン上の記録が多い。）の有無や数を確認した上で、コピー機やデジタルカメラ等を利用して、その内容を書面化できるように保存するという形で行われることが多いと思います。無事証拠調べが終わると裁判所へ戻り、後日、書記官が証拠調べの結果を書面にしてまとめ、証拠保全の手続は終了となります。

#### 5 終わりに

今回は、判事補が一人で担当する仕事の一つとして証拠保全について、簡単ではありますがご紹介させていただきました。これをきっかけとして裁判官の仕

事に興味を持っていただけると幸いです。

私が裁判官になって約1年半が経ちましたが、今回紹介した証拠保全をはじめとして、裁判官は若いうちから仕事を任せてもらえることがとても多い職業であるということを実感しています。

正直、責任はとても重くプレッシャーを感じることは多いですし、難しい判断に悩むことも少なくありません。入念な準備も必要になりますから、時には仕事漬けの日が続いてしんどいと思うこともあります。しかしながら、責任が大きく大変な分、仕事のやりがいも大きいですし、何ととっても、自分の信念に従って仕事をするができるということは、とても魅力的なことだと感じています。

一般的には、裁判官という仕事については、まだまだ知られていない部分がたくさんあることと思いますが、当エッセイをはじめ広報行事も積極的に行っておりますので、これらの活動を通じて、より多くの方に裁判官という仕事について知っていただければとても嬉しく思います。

まとまりがなく、拙い文章になってしまいましたが、最後に、ここまで読んでいただいたことに感謝して結びとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上